

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つであると位置付け、経営の効率性、透明性および遵法性を確保し、経営目標を達成するための経営組織体制を採用しております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会と「業務執行機能」の執行役員制および「経営監査機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス組織体制を構成しております。

・取締役会における経営の戦略決定および監督機能を明確化し、意思決定の迅速化のため少人数構成としております。

・執行役員制および事業部制を採用し、「戦略決定および業務監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、迅速かつ適正な業務執行体制を構築しております。

・監査役会の経営監査機能を強化するため、体制強化と利害関係のない過半数の独立した社外監査役(4名中3名)を招聘しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,469,900	7.05
株式会社群馬銀行	990,400	4.75
資産管理サービス信託銀行株式会社	792,600	3.80
三菱UFJ信託銀行株式会社	595,800	2.86
ヨコオ取引先持株会	591,000	2.83
ニチコン株式会社	454,500	2.18
第一生命保険相互会社	451,600	2.17
ヨコオ自社株投資会	447,345	2.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	446,600	2.14
株式会社りそな銀行	445,600	2.14

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社の経営監督・監査機能は、現在の取締役会、監査役会及び社外監査役によって十分機能していると考え、社外取締役ににつきましては選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、あずさ監査法人であります。監査役(会)は、年2回(中間、期末)会計監査人から監査実施報告を受け、協議を実施しております。また、各事業部および国内外子会社の監査については、監査役、会計監査人で同時期に実施するなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に定めた監査計画書に基づき、内部監査担当部署と定期的に会合を持ち、情報を共有化しております。また、内部監査担当部署から内部監査の結果の報告を受けるほか、テーマによっては合同監査を実施し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小川榮吉	弁護士								○	
古田 徹	他の会社の出身者					○			○	
川島正孝	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小川榮吉	会社法第2条第16項に定める社外監査役	法律の専門家(弁護士)として経営法務を中心に企業経営全般にわたる豊富な経験と知識を有しているため
古田 徹	会社法第2条第16項に定める社外監査役	上場会社の関係会社において、人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、現在も企業経営の傍ら労働審判員を務めるなど、豊富な経験を有しているため。
		グローバル企業の経理・財務・内部監査業務に携わり統

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成20年度においては、小川榮吉監査役は、取締役会に9回中4回(44.4%)、監査役会に13回中11回(84.6%)それぞれ出席し、取締役会において弁護士としての専門的見地から助言・提言を行いました。
また、川島正孝監査役は、取締役会に5回中5回(100.0%)、監査役会に10回中10回(100.0%)それぞれ出席し、取締役会において経理・財務・内部統制の分野における豊富な知識と経験に基づき助言・提言を行いました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役賞与については、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、株主総会の承認を経て支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第53期定時株主総会において、年額2億8,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議され、現在に至っております。
なお、平成20年度に係る報酬実績は、取締役4名(うち1名は平成20年6月開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任)に対し143百万円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査担当部署に配置した3名が、監査役会・取締役会に関する情報提供・相互伝達など社内監査役・会計監査人との連携強化をサポートし、必要に応じて監査活動の補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1)業務執行

当社は、少人数構成による取締役会と執行役員制度を採用することにより、経営の戦略決定・監督機能と経営執行機能とを最大限分離し、意思決定の迅速化ならびに責任の明確化を図っております。

(2)監査・監督

取締役会の業務監査機能を明確に位置づけるとともに、高い専門性を有する社外監査役の招聘により、監査役会の監査機能を強化することで、適法性と効率性の両面から業務実効性の確保に努めております。

(3)役員指名、報酬決定

役員指名については、取締役会において社内基準により候補者を選出し、指名のための審査を厳正に行い決定しております。また、取締役の報酬等についても、取締役会において社内基準により、経営業績ならびに役員個人の職務に応じた個人業績を勘案し、妥当性を判断し決定しております。ただし、報酬等の総額は定款の定めにより、株主総会決議によることとしております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の議案検討に資するよう、原則として株主総会招集通知の発送を会日の3週間前に行っております。
その他	株主総会招集通知を発送日当日よりご覧いただけるように、当社ホームページ上に掲載しております。また、株主総会における説明をより分かりやすくするため、パソコンおよびプレゼンテーション用ソフトによるビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期および期末)決算説明会を開催し、業績および見通しの説明ならびに質疑応答を行っております。全体概況は執行役員社長が、財務概況は執行役員管理本部長が行うこととしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」のページにおいて、トップメッセージ、決算短信等の財務情報、適時開示情報・ニュースリリース、CSRの取組み等を公開しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR部門責任者は執行役員管理本部長であり、担当部署は広報・株式部であります。	
その他	アナリスト・機関投資家の個別取材も広く受け入れております。また、個人投資家への情報提供のため、「株主通信」を取引証券会社の一部店頭にて無料配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ガバナンスマニュアル」において株主権利の尊重を、「倫理行動規程」において役員・社員の行動基準を、「ディスクロージャーポリシー」および「内部情報開示規程」においては、投資家をはじめとするステークホルダーに対して適時・的確な情報開示を行うことを、それぞれ定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境と調和のとれた事業活動を推進することが企業の責務であると認識し、積極的に地球環境保全活動に取り組んでおります。ISO14001の認証を取得し、さらに「環境マネジメントシステム」をグループの海外拠点にも展開し、ヨコオグループ全体での取組みを強化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」において情報開示の基本方針を、「内部情報開示規程」においてその具体的な開示方法を定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法および金融商品取引法ならびにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役ならびに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

【体制の整備】

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「倫理行動規程」および「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。また、「コンプライアンス規程」において内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見および是正に努める。
- (2) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「倫理行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
- (3) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止およびプロセスの改善を指導する部署として、内部監査担当部署を設置する。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価および不備是正については内部監査担当部署がその任にあたる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、関連法令および社内規程に基づき適正に保存する。取締役および監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。
- (2) 取締役は、情報の保存および管理の適切性を維持するため、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持および管理を行うとともに、保存および管理状況について、定期的にモニタリングを行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険(リスク)についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム(RMS)」を構築・整備する。
- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針およびリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
- (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部署および各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期計画、年度利益計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌および責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定および職務執行の効率化、迅速化を行う。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「監査役監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
- (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導および支援を行う。
- (3) 当社内部監査担当部署は、当社および連結子会社の内部監査を定期的実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合には、内部監査担当部署に監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求められることができる。
- (3) 取締役および使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社および連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれ認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (5) 監査役は、内部監査担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部署に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第127条に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決議いたしました。その内容および、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにつきましては、次のとおりであります。

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付の中には、その目的からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければなりません。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社グループは、「常に時代の先駆者でありたい」という創立以来の理念のもと、めまぐるしく変化する情報通信業界の中で、「アンテナスペシャリスト」と「ファインコネクタスペシャリスト」という2つの顔を持ち、主要市場分野である自動車市場・携帯電話市場・半導体検査市場向けに当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を数多く供給してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおりステークホルダーの皆様への利益・幸福を希求してまいりました。

当社および当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、中期経営基本目標である「ミニマム8(エイト)」「売上高経常利益率・自己資本利益率・売上高成長率を8%以上確保する」を設定しこれを確実に達成するべく、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

<経営の基本方針>

- 「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
- 「事業構造・製品構造の革新」、「事業運営システムの革新」、「人材の革新」の3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月6日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第70期定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ております。

本プランの詳細につきましては、平成19年8月6日公表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」の「2. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.yokowo.co.jp/ir/release/2007.shtml>)

(1)本プランの導入目的と必要性

当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でなくどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定めることを目的としています。

(2)大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等(以下「買付者等」といいます。)が遵守すべき「大規模買付ルール」(以下「本ルール」といいます。)として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を求めるとしてあります。

(3)株主意識確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置(新株予約権の無償割当て等)の発動について株主の皆様を意思を確認する手続(株主総会等)を実施することとしてありますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルールが遵守されなかった場合や、本ルールは遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主の皆様を意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することがあります。

(4)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(5)本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができます。

一方、廃止については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

4. 本プランについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会といたしましては、本プランは以下の点を充たしていることから基本方針に合ったものであり、したがって、株主共同の利益を損なうものではなく、当社社員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

- (1)買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること
- (2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (3)株主意識を重視するものであること
- (4)合理的な客観的発動要件の設定
- (5)第三者専門家の意見の取得
- (6)デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

